

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
その翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医の登録（保険課）

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの（〃）

園土調査の成果の認証（農村整備課）
鳥取県指定代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）

告 示

鳥取県告示第四百二十五号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告

示する。

平成三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名 登録の記号及び番号 登録の年月日

宗 村 千 湖 鳥医第四、二五九号 平成三年四月二日

鳥取県告示第四百二十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険法及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名 所 在 地 申出の受理の年月日

よしだ内科医院 鳥取市湖山町北六丁目四四八 平成三年四月二日

鳥取県告示第四百二十七号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第四項の規定により告示する。

平成三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
東伯郡北条町	平成元年度及び平成二年度	北条町（大字松神の一部）の地籍図及び地籍簿	東伯郡北条町大字松神の一部	平成三年五月二日

三宅医院	鳥取市大杵字鐘鑄谷三九〇―二四	平成三年四月八日
ひまわり歯科医院	境港市外江町二四五五	平成三年四月一日
鳥取県薬学総合センター倉吉薬局	倉吉市南昭和町一七	〃
須山医院	米子市石井一〇七八	平成三年三月十七日

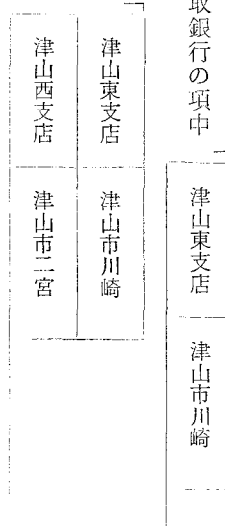
鳥取県告示第四百二十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正し、平成三年五月十三日から施行する。

平成三年五月十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第三号の表株式会社鳥取銀行の項中



に改める。

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】